（第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査官兼検査室長）同　佐藤　稔久
第三局国土交通検査第三課長に昇任させる
（第三局国土交通検査第三課長）
同　内野　正博
第四局文部科学検査第一課長に配置換する
（事務総長官房厚生管理官付総括副長）同　樽澤　広之
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第五局担当を命ずる
（第五局上席調査官（融資機関担当）付専門調査官）同　露木　慎一
第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査室長に配置換する
（事務総長官房総務課企画官（第五局担当））同　菅原　正之
第五局上席調査官（融資機関担当）付専門調査官に配置換する（以上七月一日）

# 官庁公告

## 法　務

### 平成26年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成26年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　選考を受けることができる者（選考資格）
次に掲げる者は、2に該当する場合を除き、選考を受けることができる。
⑴　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者
⑵　平成14年法律第138号による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
⑶　高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
⑷　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

2　選考を受けることができない者（欠格事由）
⑴　禁錮以上の刑に処せられた者
⑵　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
⑶　破産者で復権を得ない者

3　選考の内容、期日及び場所
⑴　内容及び方法
ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。
イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。
なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。
ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。
エ　欠格事由調査
⑵　面接の期日及び場所
期日　平成26年10月21日（火）
場所　最高裁判所

4　選考の申込方法等
⑴　申込受付期間　平成26年9月9日（火）から同月16日（火）まで（9月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成26年8月1日（金）から同年9月16日（火）まで入手することができる。
ア　ウェブサイトからダウンロードする方法
最高裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができる。
イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）。
ウ　郵送による方法　⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に530円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。
⑶　申込先　〒102―8651 東京都千代田区隼町4番2号最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

平成26年7月1日　最高裁判所

## 労　働

### 争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、夏季一時金の要求に関して、平成26年7月2日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県、長崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年7月1日
厚生労働大臣　田村　憲久

別表

| | |
|---|---|
| 福岡県 | 博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社 |
| 長崎県 | 株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組 |
| 鹿児島県 | 合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社 |

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成24年9月1日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年8月31日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第5条及び同法施行令第2条第1項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年7月1日
厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年7月31日

4　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者/事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

# 公　告

## 諸　事　項

### 有権者申出方

元当局所属公証人澤山喜昭の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成26年7月1日　さいたま地方法務局

元当局所属公証人小林健二の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成26年7月1日　千葉地方法務局